

■「健全化判断比率」と「資金不足比率」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律に基づき、地方公共団体は、平成19年度決算から毎年度健全化判断比率等（実質的な赤字や実質的な将来負担等に係る指標【健全化判断比率】と公営企業の資金不足率【資金不足率】）を公表することになりました。

鹿屋市の平成20年度の健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりで、いずれも国の定める基準を超える数値はなく、財政状況は「健全段階」にあると判定されています。

① 健全化判断比率（一般会計等各会計決算）

（単位：％）

区 分	鹿 屋 市	国の定める基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.14	20.00
連結実質赤字比率	—	17.14	40.00
実質公債費比率	12.10	25.00	35.00
将来負担比率	87.70	350.00	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

② 資金不足比率（公営企業会計決算）

（単位：％）

区 分	鹿 屋 市	国の定める基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
水道会計	—		20.00
公共下水道事業特別会計	—		
下水道（農業集落排水事業）特別会計	—		
輝北簡易水道事業特別会計	—		
立小野簡易水道事業特別会計	—		

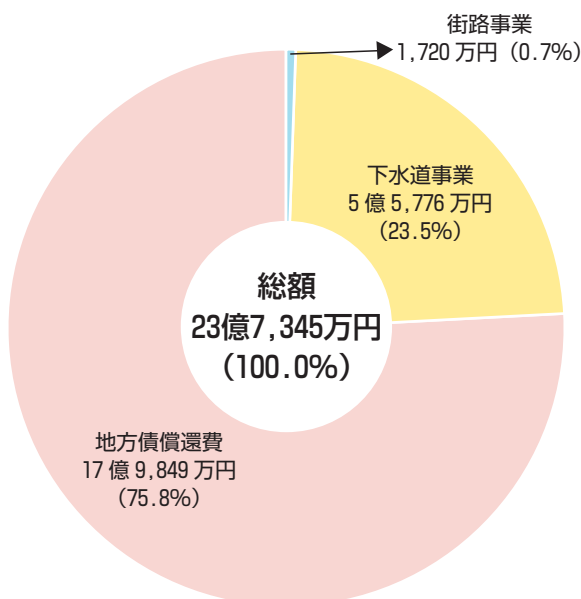
※資金不足額がないため、「—」と表示しています。

■都市計画税の使われ方

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域内の土地や家屋の所有者に対して課税される目的税です。

平成20年度の都市計画税の決算額は、4億6,705万円で、主に下水道整備事業費や街路整備事業費、そしてこれらの事業のため過年度に借りた市債の償還金の財源の一部として活用されています。

都市計画税が使われている事業



左グラフの財源内訳

